

○財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号)

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>(特定事業会社の原価明細書)<br/>第七十八条 (略)</p> <p>2 第二条に規定する法令又は準則において定められている附属明細表のうち次に掲げるものは、前項に規定する明細書と同一の内容の書類に該当するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>二 〓六 (略)</p> <p>七 社会医療法人債を発行する社会医療法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する準則(平成十九年厚生労働省令第〓号)(仮称)に定める事業費用明細表</p> <p>3 (略)</p> <p>(特定事業を営む会社の附属明細表)<br/>第二百二十二条 別記事業を営む株式会社又は指定法人のうち次の各号に掲げるものが法の規定により提出する附属明細表の用語、様式及び作成方法は、当該各号の定めるところによる。ただし、当該株式会社又は指定法人が連結財務諸表を作成している場合には、前条第一項第三号及び第四号に掲げる附属明細表又はこれらに相当する附</p> | <p>(特定事業会社の原価明細書)<br/>第七十八条 (略)</p> <p>2 第二条に規定する法令又は準則において定められている附属明細表のうち次に掲げるものは、前項に規定する明細書と同一の内容の書類に該当するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 一般旅客自動車運送事業会計規則(昭和三十九年運輸省令第九号)に定める一般旅客自動車運送事業営業費明細表</p> <p>三 〓七 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3 (略)</p> <p>(特定事業を営む会社の附属明細表)<br/>第二百二十二条 別記事業を営む株式会社又は指定法人のうち次の各号に掲げるものが法の規定により提出する附属明細表の用語、様式及び作成方法は、当該各号の定めるところによる。ただし、当該株式会社又は指定法人が連結財務諸表を作成している場合には、前条第一項第三号及び第四号に掲げる附属明細表又はこれらに相当する附</p> |

属明細表については作成を要しない。

一 建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)、造船業財務諸表準則(昭和二十六年運輸省告示第二百五十四号)、証券会社に関する内閣府令、鉄道事業会計規則、自動車道事業会計規則又は投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成十二年総理府令第二百二十九号)の適用を受ける株式会社については、前条第一項各号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。

二〇十一 (略)

十二 社会医療法人債を發行する社会医療法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する準則(仮称)の適用を受ける医療法人については、同準則に規定する附属明細表のうち次に掲げるものを作成するものとする。

- イ 有価証券明細表
- ロ 有形固定資産等明細表
- ハ 社会医療法人債明細表
- ニ 借入金等明細表
- ホ 引当金明細表

別記

一〇十九 (略)

二十 医業(社会医療法人債を發行し、又は發行しようとする医療法人が行う業務に限る。)

属明細表については作成を要しない。

一 建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)、造船業財務諸表準則(昭和二十六年運輸省告示第二百五十四号)、証券会社に関する内閣府令、鉄道事業会計規則、一般旅客自動車運送事業会計規則、自動車道事業会計規則又は投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成十二年総理府令第二百二十九号)の適用を受ける株式会社については、前条第一項各号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。

二〇十一 (略)

(新設)

別記

一〇十九 (略)

(新設)